

鳥取県告示第 425 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団 内科小児科山 脇医院	鳥取市国府 町奥谷一丁 目110	吉岡温泉いきいきデイ サービスふたば	鳥取市吉岡温泉 町329	認知症対応型通 所介護	平成 20 年 4 月 8 日
〃	〃	稲葉丘いきいきデイサ ービスふたば	鳥取市国府町稲 葉丘三丁目303	〃	平成 20 年 6 月 5 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団 昌平会	西伯郡伯耆 町大原927ー 1	大山リハビリテーショ ン病院訪問リハビリテ ーションおおはら	西伯郡伯耆町大 原927ー 1	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	平成 20 年 6 月 1 日